

1. 環境騒音

環境基本法第 16 条に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康を保護するうえで維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められています。

高松市では、環境騒音の状況を把握するため、環境基準指定地域内の「一般地域（道路に面する地域以外の地域）」と「道路に面する地域」について、騒音測定を実施しています。

（1）一般地域（道路に面する地域以外の地域）

騒音に係る環境基準は、平成 10 年 9 月 30 日に等価騒音レベル（変動する騒音レベルのエネルギー的な平均値）による新しい環境基準、および地域の類型が定められました。

一般地域に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
AおよびB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

（備考）1 午前 6 時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前 6 時までを夜間とする。

- 2 AA 地域は医療施設、社会福祉施設等が集合して配置される地域
A 地域は専ら住居の用に供される地域
B 地域は主として住居の用に供される地域
C 地域は相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

（2）道路に面する地域

道路に面する地域の測定（評価）方法は、平成 10 年 9 月 30 日より、従来の「代表地点での評価」（点的評価）から、道路に面する地域内の全ての住居について環境騒音の状況を把握する「地域評価」（面的評価）に変更されました。この評価方法は、騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視にも用いられています。

道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 および C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（備考）1 午前 6 時から午後 10 時までを昼間、午後 10 時から翌日の午前 6 時までを夜間とする。

- 2 車線とは 1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。
3 幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次の基準値が設けられています。

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

- (備考) 1 午前6時から午後10時までを昼間,午後10時から翌日の午前6時までを夜間とする。
- 2 幹線交通を担う道路とは,道路法第3条に規定する高速自動車国道,一般国道,県道,市道(4車線以上)及び一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは,次に挙げるものとする。
 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 道路端より15メートル
 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 道路端より20メートル

2. 自動車騒音の要請限度

市長は,騒音規制法に基づく指定地域内において,自動車騒音が環境省令で定める限度(要請限度)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるとき,県公安委員会に対し,自動車騒音防止のための必要な措置を執ることを要請するものとされています。

高松市では,幹線交通を担う道路のうち交通量の多い道路について,自動車騒音の測定を行っています。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度 (単位:デシベル)

地域の区分	環境省令で定める限度	
	昼間	夜間
第a種区域および第b種区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65	55
第a種区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70	65
第b種区域のうち2車線以上の道路に面する区域および第c種区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

- (備考) 1 午前6時から午後10時までを昼間,午後10時から翌日の午前6時までを夜間とする。
- 2 第a種区域とは専ら住居の用に供される区域
 第b種区域とは主として住居の用に供される区域
 第c種区域とは相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される区域
- 3 なお,環境基準において規定された幹線交通を担う道路に近接する空間については次の特例が適用されます。

幹線交通を担う道路に近接する空間の自動車騒音の要請限度（単位：デシベル）

地域の区分	環境省令で定める限度	
	昼間	夜間
幹線交通を担う道路に近接する空間	75	70

- (備考) 1 午前6時から午後10時までを昼間,午後10時から翌日の午前6時までを夜間とする。
- 2 「幹線交通を担う道路」とは,道路法第3条に規定する高速自動車国道,一般国道,県道,市道(4車線以上)及び一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路
- 3 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは,次に挙げるものとする。
 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 道路端より15メートル
 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 道路端より20メートル

3. 道路交通振動の要請限度

市長は,振動規制法に基づく指定地域内において,道路交通振動が環境省令で定める限度(要請限度)を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは,県公安委員会,または道路管理者に対し,道路交通振動防止のための必要な措置を執ることを要請するものとされています。

高松市では,主要幹線道路のうち交通量の多い道路について,道路交通振動の測定を行っています。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度（単位：デシベル）

区域の区分	環境省令で定める限度	
	昼間	夜間
第1種区域	65	60
第2種区域	70	65

- (備考) 1 午前8時から午後7時までを昼間,午後7時から翌日の午前8時までを夜間とする。
- 2 第1種区域とは主として住居専用地域,住居地域
 第2種区域とは主として商業地域(住,商,工,混在地域を含む),工業地域